

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	2
○平成30年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	3
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	3
○都市計画の変更 (都市計画課)	4
公 告	
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (木材増産推進課)	4
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	5
○資金管理団体でなくなった旨の届出	5
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	5
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	5

規 則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定に

よる権限の委任等に関する政令（平成21年政令第218号）」を「、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）及び不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）」に改める。

第2条中「第9条第2項」を「第29条第2項」に改める。

別記様式中「第9条第1項の規定により」を「第29条第1項の規定により」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任等）

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 略

- 11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- (1) 略
- (2) 前条 同条の罰金刑

- 2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- (1) 略
- (2) 前条 同条の罰金刑

- 3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定を準用する。

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。
2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第51号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成31年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 2 調査の目的
本県における内水面漁業の魚種別等漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
漁業協同組合
 - (3) 属性
内水面漁業協同組合
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 漁業協同組合の名称
 - イ 魚類の漁獲量（農林水産省による内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象となっているものを除く。以下同じ。）
 - ウ 藻類の漁獲量（藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。）
 - エ 貝類の漁獲量
 - オ イからエまでの水産動物以外の水産動物の漁獲量
 - (2) その基準となる期間
平成30年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
20漁業協同組合
 - (2) 選定方法
県内の内水面漁業協同組合から有意抽出する。
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が内水面漁業協同組合に直接報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
- 7 報告を求める期間

平成31年2月下旬から同年3月31日まで

高知県告示第52号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成31年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子及び女子（平成31年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成31年2月22日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成31年2月23日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第53号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成31年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 （登録・登記番号）	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11552747870	平30・ 12・20	嶺北秀美 （全和2017子高褐 1069）	牛	褐毛 和種	平29・ 6・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11389959828	平30・ 12・20	岩嶺桜 （全和2017子高褐 1095）	牛	褐毛 和種	平29・ 8・14	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・4・30号旭駅城山町線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知市旭駅前町の一部
高知市旭町二丁目の一部
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成31年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成31年3月15日（金） 午前9時30分から午後4時30分 まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室

- 2 受講対象者
林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

- 3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

- 4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

- 5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成31年2月22日（金）までに住所地を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

- 6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

- 7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月29日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「呼吸器科 消化器科 循環器科」を「呼吸器内科 消化器内科 循環器内科」に改める。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月29日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
河本竜二と室戸を考え	河本 竜二	安岡 優子	室戸市羽根町乙1268-1	平30・12

る会				・13
浜村みか後援会	金子 繁昌	川村 里美	幡多郡黒潮町出口85番地	平30・12・28

高知県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月29日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党土佐清水市支部（上原 敏）	異動なし	異動なし	土佐清水市栄町一丁目6-1	平30・12・17
新				土佐清水市大浜141-8	
旧	自由民主党土佐町支部（窪内 秀幸）	異動なし	川田 幸子	異動なし	平30・12・16
新			高橋 豊明		
旧	自由民主党津野町支部（明神 健夫）	異動なし	村田 吉孝	異動なし	平29・3・23
新			川上 一郎		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日

旧	甲木良作後援会 (甲木 良作)	異動なし	異動なし	高知市百石町三丁目11番6号	平30・12・3
新				高知市百石町四丁目1-5	
旧	明神健夫後援会 (戸田 嘉男)	異動なし	明神 英子	異動なし	平30・7・12
新			明神 圭祐		
旧	板原啓文後援会 (信清 吉孝)	坂本 健次郎	異動なし	異動なし	平30・12・19
新		信清 吉孝			
旧	佐藤正久・宇都隆史を支える高知の会 (川上 剛男)	異動なし	異動なし	高知市土居町16-22	平30・12・24
新				高知市玉水町36-1	
旧	石井たかし後援会 (沖本 竜也)	有友 敏雄	異動なし	四万十市中村大橋通七丁目1-24	平30・12・2
新		沖本 竜也		四万十市右山元町一丁目1-10	

高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月29日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
小川豊治後援会	池田 克彦	平30・12・3
齊藤一孝後援会	竹崎 知之武	平30・12・3
小松けんじ後援会	松井 勝弥	平30・12・4
高知の明日を拓く会	澤田 幸子	平30・12・25
より良い南国市の会	澤田 幸子	平30・12・25
織田秀幸後援会	織田 秀幸	平30・12・27
勝瀬泰彦後援会	勝瀬 泰彦	平30・12・27
仲田強後援会	仲田 強	平30・12・27
森本恵子後援会	森本 恵子	平30・12・27

高知県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月29日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
澤田 幸子	より良い南国市の会	平30・12・25
織田 秀幸	織田秀幸後援会	平30・12・27
勝瀬 泰彦	勝瀬泰彦後援会	平30・12・27
仲田 強	仲田強後援会	平30・12・27
森本 恵子	森本恵子後援会	平30・12・27

高知県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月29日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	甲木 良作	異動なし	甲木良作後援会	高知市百石町三丁目11番6号	平30・12・3
新				高知市百石町四丁目1-5	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成31年1月29日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県警察本部で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
テブコカスタマーサービス株式会社 東京都江東区豊洲五丁目5番13号
- 5 落札金額
89,592,326円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成30年11月6日